第５次日野市基本構想・基本計画
（2020 プラン）
中間検証報告書

平成 27 年 3 月

日　　野　　市
市民協働チーム

目　次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅰ　第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）の概要 ・・2

１．2020プランの位置づけ･･ 2

２．2020プランの構成と期間 ･･ 2

３．2020プランの体系･･ 3

Ⅱ　2020プラン策定後の内外環境の変化 ・・・・・・・・・・・・6

１．社会の変化と今後の課題･･ 6

２．2020プラン策定以降の主な政策･････････････････････････････････ 7

Ⅲ　中間検証の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

１．検証内容と手順･･ 8

２．市民協働チームの構成 ･･ 9

Ⅳ　柱別の中間検証結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

中間検証結果の見方･･･ 10

柱別の中間検証結果･･･ 13

まちづくりの柱１　参画と協働のまち
まちづくりの柱６　安全で安心して暮らせるまち･･･････････････････････ 14

まちづくりの柱２　子どもが輝くまち･････････････････････････････････ 29

まちづくりの柱３　健やかでともに支えあうまち･･･････････････････････ 38

まちづくりの柱４　日野人・日野文化を育てるまち ･･･････････････････ 46

まちづくりの柱５　自然と調和した環境に優しいまち･････････････････ 53

まちづくりの柱７　地域の魅力を活かした活力あるまち ･･････････････ 60

Ⅴ　2020プラン中間検証のまとめ ・・・・・・・・・・・・・・69

１．中間検証で示された課題・方向性の整理･･･････････････････････････ 69

２．中間検証で示された方向性の展開･･････････････････････････････････ 70

Ⅵ　市民協働チームのメンバーと活動状況 ・・・・・・・・・・・71

１．市民協働チーム市民メンバー（28名） ････････････････････････････ 71

２．市民協働チーム職員メンバー（26名） ････････････････････････････ 71

３．市民協働チーム活動状況･･ 72

はじめに

本市では、日野市における市民と市の協働によるまちづくりの指針として、第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン、以下同）を平成23年3月に策定しました。

2020プランは、将来のまちの大きな方向性を示す基本構想と、その実現のために市民や市が何をしていくかを示す基本計画で構成しています。このうち、基本計画については3年を目途に中間検証を行うこととしていることから、今回市民と市職員による市民協働チームを組織し、これまでの進捗状況を把握しました。

2020プラン策定後の3年間で、暮らしの安全・安心に対する意識の高まり、本格的な人口減少、超高齢社会の到来、財政状況の悪化等、本市を取り巻く社会状況に変化が見られます。また、市内に目を向けると、人口増加の一方で着実に進む高齢化や、市内の大規模工場の相次ぐ撤退等による地域経済への影響等が懸念されます。

このような中、本市では2020プランを補完する市政運営の主要な戦略を平成25年に掲げるなど、社会動向の変化に対応しながらまちづくりを進めています。

2020プランの着実な推進を図るにあたり、今回の中間検証により、日野市のまちづくりの様々な課題を把握し、今後の取り組みの検討に役立ててまいります。

Ⅰ 第５次日野市基本構想・基本計画（2020 プラン）の概要

１．2020 プランの位置づけ

第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）は、日野市のまちづくりのあらゆる分野を対象とする最上位計画として、平成23年３月に策定されました。

2020プランは、「まちづくりは行政と市民が一体となって考え、その意思を政策に反映させ、その政策を市民と行政が協働して実行していく」との考えから、地域全体で共有し、地域の構成主体である市民、自治会などのコミュニティ、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）、事業者などが、市と協働で実現をめざす計画と位置付けています。

２．2020 プランの構成と期間

2020プランは、基本構想及び基本計画で構成しています。計画期間はいずれも平成23年度～平成32年度の10年間です。

基本構想：市が将来どのようなまちをめざすのか、そのための大きな方向性を示すものです。基本構想に示す「めざすまちの姿」には、市民と市が一体となって努力することで達成する目標を示しています。

基本計画：基本構想で定めた「めざすまちの姿」を実現するために、市民や市をはじめとするまちづくりの主体が何をしていくかを示した計画であり、基本施策と施策によって構成しています。なお、社会動向・経済状況などに応じて、必要な見直しを行う予定です。

３．2020 プランの体系

まちづくりの基本理念を踏まえた将来都市像「ともに創ろう　心つながる　夢のまち　日野」の実現に向けて、7つのまちづくりの柱を設定し、市民と市の協働のもとで、総合的かつ計画的にまちづくりを推進していくこととしています。

まちづくりの基本理念と将来像

＜基本理念＞

- 市民が主役のまち
- 水とみどりのまち
- つながりを大切にするまち
- 持続可能なまち

＜将来都市像＞

ともに創ろう　心つながる　夢のまち　日野　～水とみどりを受けつごう～

＜まちづくりの柱＞

1　参画と協働のまち
2　子どもが輝くまち
3　健やかでともに支えあうまち
4　日野人・日野文化を育てるまち
5　自然と調和した環境に優しいまち
6　安全で安心して暮らせるまち
7　地域の魅力を活かした活力あるまち

施策の体系

1　参画と協働のまち

1. 公民協働の仕組みと場づくり
2. 心ふれあうコミュニティづくり
3. 市民とのコミュニケーションの強化・充実
4. 男女平等のまちづくり
5. 人権と平和を尊重したまちづくり
6. 経営的視点に立った行政運営
7. 持続可能な財政運営
8. 職員の育成と機能的な組織運営
9. 行政財産の適正な管理と普通財産の有効活用
10. 便利で快適な窓口・市民サービス

2　子どもが輝くまち

1. 親が育ち子どもも育つまちづくり
2. 人のつながりを活かした育てあうまちづくり
3. 次世代のひのっ子を育てるまちづくり
4. 発達に遅れや偏りのある子どもの支援
5. 安全で安心な教育環境の整備
6. 一人ひとりを大切にする教育支援
7. 地域に根ざした特色ある学校づくり・時代とともに歩む教育
8. 生きる力を育み、楽しく意欲的に学べる学習環境の創出

3　健やかでともに支えあうまち

1. こころとからだの健康づくり
2. 地域医療体制の充実
3. 市立病院の充実
4. ともに支えあう環境づくり
5. 生活の安定と自立への支援
6. 雇用支援と勤労者福祉の充実
7. 障害者の生活・自立の支援
8. 高齢者の生きがいある生活の支援

4　日野人（ひのびと）・日野文化を育てるまち

1. 生涯学習活動の支援
2. スポーツの振興
3. 歴史・文化の継承と活用
4. 郷土資料の継承と活用
5. 図書館機能及び施設の充実
6. 公民館での学習活動の支援と施設の充実
7. 芸術・文化の振興
8. グローバルな社会づくり

5　自然と調和した環境に優しいまち

1. 地球環境政策の推進
2. 自然環境の保全
3. ごみゼロ推進のまちづくり
4. 廃棄物の適正処理
5. 生活排水及び雨水処理の施設整備
6. 生活環境の保全

6　安全で安心して暮らせるまち

1. 事故や犯罪等から市民をまもる
2. 災害から市民をまもる

7　地域の魅力を生かした活気あるまち

1. 将来を見据えた都市環境づくり
2. 利用しやすい交通環境づくり
3. 安全で快適な道づくり
4. 商工業の振興
5. 農業の振興
6. 自然と文化、新選組を活かした観光産業の振興

Ⅱ　2020 プラン策定後の内外環境の変化

１．社会の変化と今後の課題

2020 プランを策定してからまもなく３年が経過し、この間に我が国では人口減少や高齢化のさらなる進展、財政状況の悪化、暮らしの安全・安心に対する意識の高まりなど、社会環境の変化がみられます。

中間検証実施にあたり、まちづくりの様々な分野に関連する社会の変化と今後の課題を以下に整理します。

１）安全・安心に対する意識の高まり―「共助」の必要性―

- 平成 23 年に発生した東日本大震災は、地震と津波に加え、原子力発電所の事故により、広域にわたって大規模な被害が発生しました。将来、首都直下地震等の巨大地震の発生も懸念される中、様々な分野で安全・安心を守る取り組みの重要性が高まっています。
- 特に、災害発生直後は行政等による支援が困難であり、避難行動要支援者への支援も必要となることから、近所や地域コミュニティで助け合う「共助」の仕組みづくりが重要な課題となっています。

２）人口構成のアンバランス化―騎馬戦型から肩車型へ―

- 我が国は、平成 20 年をピークに総人口が減少に転じ、本格的な人口減少、超高齢社会を迎えています。
- 本市では、平成 26 年現在人口の緩やかな増加が続いていますが、平成 32 年頃までには減少に転ずることが見込まれています。また、平成 22 年には高齢者１人を生産年齢人口 3.2 人で支える「騎馬戦型」の人口構成になっていますが、平成 52 年（2040 年）には高齢者１人を生産年齢人口 1.6 人で支える「肩車型」の人口構成となる見込みです。このとき、生産年齢人口は現在の倍近い行政サービスコストの負担を強いられることが見込まれています。単に人口規模の維持を目指すのではなく、世代間の人口バランスを考慮した取り組みが必要とされています。

３）東京オリンピックの開催決定

- 平成 32 年（2020 年）に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定しました。多摩地域においても、近代五種、サッカー、自転車競技の競技会場が設置される予定で、開催による経済波及効果は全国で３兆円近くに上ると試算されています。

４）大規模工場の移転・撤退

- 本市では、大規模工場の移転・撤退が相次いでおり、税収減や地域の雇用機会の減少が懸念されています。

５）財政状況の深刻化―国民１人当たりの借金残高は 817 万円に―

- 我が国では、社会保障費を中心に歳出の増加が続く中、不足する税収を多額の公債発行で賄う状態が続いています。平成 25 年に我が国の借金の残高は 1,000 兆円を突破しており、国民 1 人当たり約 817 万円の負担となり、先進国で最悪の水準となっています。今後は社会資本の維持管理に要する費用の増加も見込まれており、将来にわたって安定した行政サービスを提供し続けるための財政基盤の強化が、喫緊の課題となっています。
- 本市においても、高度成長期の人口増加に合わせて建設した公共施設等の借金の残りや時代の変化による新たな市民ニーズに対応するために借り入れた借金が全会計で 800 億円近く残されており、次世代に負担を先送りしないためにも、選択と集中による行政運営が求められています。

2．2020 プラン策定以降の主な政策

本市では、平成 23 年３月に 2020 プランを策定し、この計画に基づき、市民とともにまちづくりを進めてきました。

平成 25 年３月には、市制施行 50 周年を記念し、市民や大学等との協働で 50 年後の日野イメージを「Hino Vision 50『日野曼荼羅』」としてまとめました。また、平成 25 年９月には、2020 プラン策定後の社会情勢の変化を踏まえ、さらに長期的な施策展開の視点から 2020 プランを補完する戦略として「主要３戦略」のアウトラインを策定しました。

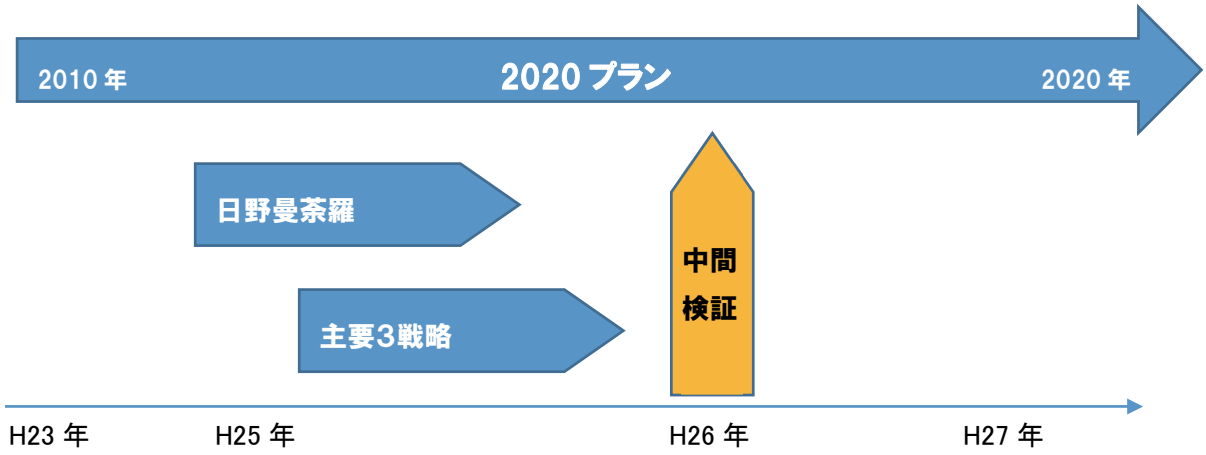

１）Hino Vision 50『日野曼荼羅』

50 年後に向けて日野市が進むべきまちの姿・将来像について、市民、行政、学識経験者を交えて検討し、イメージをとりまとめました。

２）主要３戦略

2020 プラン策定後の法改正や社会情勢の変化に対応するとともに、2020 プランの計画期間（平成 23 から 32 年度）を超える中長期的な視点を補完する戦略として、分野横断的な視点に立ち、重点化して取り組んでいく方向性を示しています。

2020 プランは、行政分野別の目標と取り組み方針を示す最上位計画であり、縦軸で政策体系を定めています。主要 3 戦略は 2020 プランの縦軸に対して横軸の視点で策定されており、2020 プランの縦軸と、主要３戦略の横軸が重なる施策を重点的に取り組んでいきます。

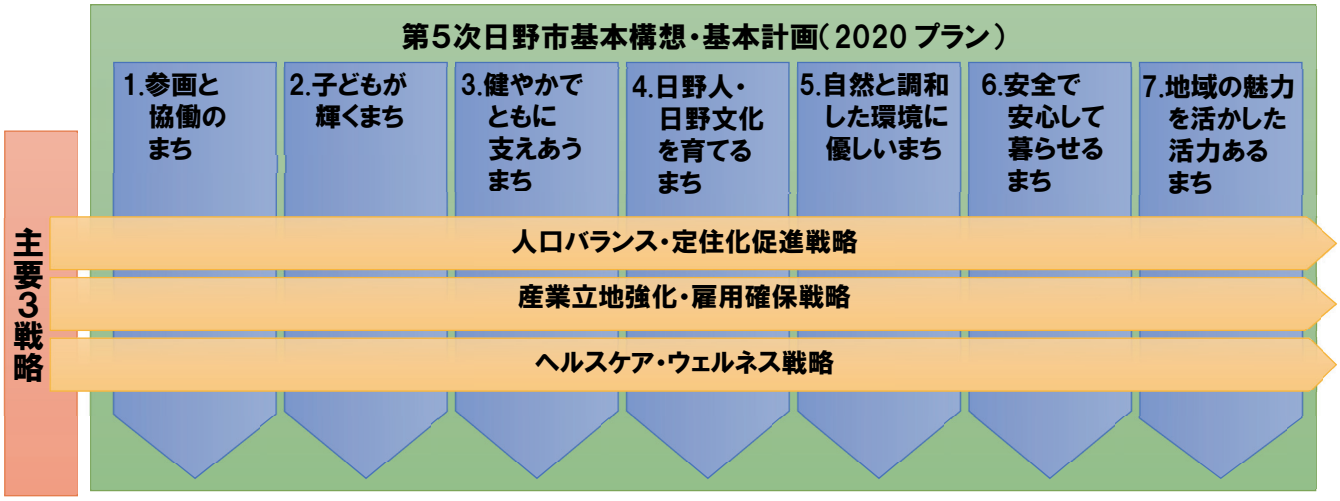

Ⅲ　中間検証の進め方

１．検証内容と手順

中間検証は、2020プラン策定当初からの社会情勢の変化や庁内検証による進捗状況を把握したうえで、市民協働チームにおいて今後進めるべき方向性について議論し、見直すべきポイントや追加すべき要素などを提言にまとめるという手順で行いました。

5月～7月

① 社会情勢の変化等の整理

東日本大震災等の発生、東京オリンピック開催決定、国制度等の新たな動向（マイナンバー制度、子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援法など）、市長の交代・・・・・・

② 進捗状況の整理（庁内検証の実施）

・基本施策の庁内評価
・課題抽出

7月～1月

③ 市民協働チームによる中間検証

・市民協働チーム内の市民委員の選出＋公募
※個別計画の策定に関わった市民＋公募市民
・市民協働チーム内の職員チーム員の選出

「①社会情勢の変化等の整理」と「②進捗状況の整理」によって浮き彫りとなった課題から今後進めるべき方向性について議論

第１回：市民協働チームでの検証内容とスケジュール説明
第２回：庁内検証結果（進捗状況）の説明と重点課題の抽出
第３回：重点課題への対応の方向性について意見交換

今後の方向性（見直しポイント・追加要素）の提言

1月～3月

第４回：提言内容の確認
第５回：報告書最終案の確認

④ 検証報告書取りまとめ

2．市民協働チームの構成

市民協働チームの構成は、これまでの個別計画の策定に関わった市民に加えて公募市民から市民委員を選定し、職員チーム員はまちづくりの柱に関連する課の職員によって構成される以下のメンバーと構成員で編成しました。

なお、「6　安全で安心して暮らせるまち」については、地域における防災活動の主な担い手が地域のコミュニティであり、市民と行政の協働で取り組むことの重要性が特に高いことから、「1　参画と協働のまち」と合わせて課題の検証を行いました。

班	まちづくりの柱		市民（人）	個別計画市民委員・関係団体	職員（人）	関連課	合計（人）
1	1	参画と協働のまち	5	2020を考える会	9	財政課･市長公室･地域協働課･職員課･財産管理課･情報システム課･市民窓口課･納税課	14
	6	安全で安心して暮らせるまち		地域防災計画		防災安全課	
2	2	子どもが輝くまち	4	ひのっ子すくすくプラン･学校教育基本構想	4	子育て課･保育課･庶務課･学校課	8
3	3	健やかでともに支えあうまち	6	地域福祉計画･障害者計画･高齢者保健福祉計画･日野人げんきプラン	5	福祉政策課･障害福祉課･高齢福祉課･健康課･病院総務課	11
4	4	日野人・日野文化を育てるまち	4	公民館基本計画･健康日野人スポーツプラン	3	生涯学習課･中央公民館･文化スポーツ課	7
5	5	自然と調和した環境に優しいまち	4	環境基本計画･ごみゼロプラン	3	環境保全課･緑と清流課･ごみゼロ推進課	7
6	7	地域の魅力を活かした活力あるまち	5	まちづくりマスタープラン	2	都市計画課･産業振興課	7
合計			28		26		54

1班（柱1・柱6）

2班（柱2）

3班（柱3）

4班（柱4）

5班（柱5）

6班（柱7）

Ⅳ　柱別の中間検証結果

中間検証の見方

日野市と市民協働チームによる中間検証の結果は、まちづくりの柱ごとに、以下の「１．2020 プランの「めざすまちの姿」」～「４．中間検証で抽出した重要な課題とその対応の方向性」の４項目で構成し、整理しています。

中間検証結果の見方

1．2020 プランの「めざすまちの姿」
2020プランの「施策の大綱」に掲げた、10年後（平成32年）の本市の姿（目標像）を示しています。
市民と市の協働により実現する目標です。

まちづくりの柱３　健やかでともに支えあうまち

1．2020 プランの「めざすまちの姿」

中間検証を行うにあたり、2020 プランの「施策の大綱」に掲げた、10 年後（平成 32 年）の本市の姿（目標像）を再確認します。

まちづくりの柱３

- 市民一人ひとりが健康づくりや病気の予防に心がけ、バランスがとれた食生活や適度な運動に気を配っています。
- 市立病院を核として質の高い医療を受けられる医療体制が整い、市民の健康や命が守られています。
- 高齢者や障害のある人などを進んで助ける心が育ち、みんなが幸せに暮らせるバリアフリーのまちになっています。
- 地域の交流や助け合い活動が充実し、介護に携わる人たちもまわりの人に支えられ、いきいきと暮らしています。
- まちのあちこちで高齢者を見かけられる、高齢者が元気なまちになっています。

2．社会情勢の変化や市の取り組み
2020プラン策定以降の社会潮流の変化や、本市のこれまでの取り組み経緯から見た問題点や課題を整理しています。

2．社会情勢の変化や市の取り組み

「めざすまちの姿」の実現を目指すにあたり、2020 プランの策定以降の社会潮流の変化や、本市のこれまでの取り組み経緯から見た問題点や課題を整理します。

（1）高齢者の在宅での暮らしを支える仕組みの構築

- 本格的な超高齢社会を控え、介護・医療ニーズがますます増大することが見込まれています。介護を必要とする高齢者が自宅で安心して住み続けるためには、介護、医療、見守り支援や住居の保障など様々な支援が切れ目なく提供される必要があります。また、予防を重視したサービスの提供、地域の実情に合わせた地域密着型サービス、各種機関の連携や市町村による柔軟なサービスの提供などが求められています。
- 国では、住み慣れた地域で在宅を基本とした生活が可能となるよう「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。また、平成 27 年度の介護保険制度改正において、要介護者の内の要支援者の予防給付の訪問介護及び通所介護が市町村の事業に移行される予定です。
- 本市でも、介護サービス事業の移行を受け、地域資源の活用等も考慮し、創意工夫しながらサービスを提供していくことが求められています。

地域包括ケアシステム

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい･医療･介護･予防･生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

3. 庁内中間検証で抽出した課題
庁内検証により施策ごとに課題等を抽出しています。

基本施策名
基本構想で定めた7つのまちづくりの柱を実現するために、基本計画で今後10年間取り組んでいく48の基本施策を示しています。

社会動向の変化や市の取り組み
「2．社会動向の変化や市の取り組み」で挙げた内容などを、基本施策ごとに整理しています。

課題と解決策
「社会動向の変化や市の取り組み」等の内容を踏まえ、庁内で中間検証を行い抽出した課題や解決策を示しています。

1. 2020 プランの「めざすまちの姿」 | 2. 社会情勢の変化や市の取り組み | 3. 庁内中間検証で抽出した課題 | 4. 中間検証で抽出した重要な課題とその対応の方向性

3．庁内中間検証で抽出した課題

市民協働チームによる中間検証に先立ち、庁内で 2020 プランの基本施策ごとに課題を抽出します。

【課題と解決策の評価の見方】★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
301　こころとからだの健康づくり	・国：「がん対策基本計画」（平成24年6月） ・都：「がん対策推進計画」（平成25年3月） ・市：「がん対策推進基本条例」（平成24年11月）	◆健康づくりの普及啓発 ・健康づくりへの関心が低い層に対して、健康づくりの大切さを認識していただくことが重要である。	★★
302　地域医療体制の充実		◆症状に応じた医療機関の選択 ・市民が症状に応じて適切に医療機関を選択し、適切な頻度で受診いただけるようにすることが必要である。	★★
303　市立病院の充実	・平成 26 年度予算・決算より地方公営企業会計制度が大幅に見直されたため、借入資本金の負債計上、義務化された各種引当金の計上等病院会計への影響が見込まれている。	◆市立病院の経営基盤の維持 ・収支の安定、必要職員数の確保等が求められる。	★★
304　ともに支えあう環境づくり	・東日本大震災を受け、「災害対策基本法」（平成 25 年 6 月改正）において避難行動要支援者の把握が義務付けられた。 ・孤独死・孤立死が社会問題となった（平成24年～）。 ・「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月1日に施行される。	◆地域での支え合いの担い手確保 ・「第3期地域福祉計画」（平成 27～31 年度）策定にあたり、方策を検討し、モデル事業等の取り組みを行う。	★★
305　生活の安	・「生活困窮者自立支援法」の制定	◆生活困窮者自立支援事業の実施 ・平成 27 年 4 月から実施する「生活困窮者自立支援事業」は、自立相談支援やアウトリーチ、支援プランの作成等を行う、自立に向けた支援事業である。	

4. 中間検証で抽出した重要な課題とその対応の方向性
市民協働チームによる中間検証で抽出された重要な課題ごとに、その対応の方向性を提言として、中間検証での意見交換内容をもとに整理しています。

1. 2020 プランの「めざすまちの姿」 | 2. 社会情勢の変化や市の取り組み | 3. 庁内 | 4. 中間

4．中間検証で抽出した重要な課題とその

市民協働チームにおいて、2020 プランの「めざすまちの姿」を実現するにあたって重要と考えられる課題を抽出するとともに、その対応の方向性を検討しました。

（1）健康寿命の延伸のための取り組みの推進

・日野市では、高齢化率が 20%を超えており、本格的な高齢社会を控えていますが、今の医療及び福祉体制でも十分にはサポートしきれていません。今後、高齢者福祉需要が増加すると想定されていますが、このままでは医療費や介護関連費が急増し、市の適切な財政運営が困難になる可能性があります。

・また、死亡原因と要介護になる原因は違っており、前者には生活習慣病の予防が効果的ですが後者には老年症候群に対する取り組みが必要と言われています。例えば、老年症候群に含まれる転倒は 65 才以上の 30%に起きており、その転倒に起因する介護・医療関係の費用は全国で 9,141 億円との試算もあります。老年症候群に対する取り組みが健康寿命の延伸と、医療・介護関連費用の抑制につながると考えられます。

・医療費や介護関連費を抑制しつつ、高齢者が生き生きと暮らせるとともに市民の健康寿命を延伸していくことが重要な課題となっています。現状を改善する重要方策として、市民は“健康は自分自身で守り育てる意識”を自ら喚起し、行政はそれを啓発するとともに、市民と行政が一体となって創意工夫した施策を導入することが必要です。また、行政と市民が一体となって知恵を創出するために、健康に限らず広く行政と市民が定期的に意見交換する場を設けることも考えられます。

・「ヘルスケア・ウェルネス戦略」を基本にしたまちづくりを進め、市の福祉政策及び医療政策等の各種関連計画の見直しや整理統合を図り、関連費用の抑制も踏まえて、戦略的な取り組みを展開する必要があります。

重要課題
市民協働チームによる中間検証で抽出された重要な課題を示しています。

対応の方向性
中間検証での意見交換内容をもとに、課題ごとの対応の方向性を提言として、整理しています。

柱別の中間検証結果

まちづくりの柱１　参画と協働のまち
まちづくりの柱６　安全で安心して暮らせるまち ・・・・・・・・・14

まちづくりの柱２　子どもが輝くまち ・・・・・・・・・・・・・・・29

まちづくりの柱３　健やかでともに支えあうまち ・・・・・・・・・38

まちづくりの柱４　日野人・日野文化を育てるまち ・・・・・・・・46

まちづくりの柱５　自然と調和した環境に優しいまち ・・・・・・・53

まちづくりの柱７　地域の魅力を活かした活力あるまち ・・・・・60

まちづくりの柱１　参画と協働のまち

まちづくりの柱６　安全で安心して暮らせるまち

１．2020 プランの「めざすまちの姿」

中間検証を行うにあたり、2020 プランの「施策の大綱」に掲げた、10 年後（平成 32 年）の本市の姿（目標像）を再確認します。

まちづくりの柱１

- 市民、地域、事業者などがそれぞれの特性を活かし、「公民（※）」として持てる力を出し合い、地域課題の解決に取り組んでいます。
- 市政やまちづくりに関する情報の共有化が進み、市民がまちづくりについて関心を持ち、まちづくりに携わっています。
- 自治会などのコミュニティが活発に活動するなど、人とのつながりを大切にするまちになっています。
- 性別や障害の有無などに関わらず、だれもが平等であらゆることに参加できるまちになっています。
- 市は、市民ニーズを的確に把握し、市民の視点にたった真に必要なサービス提供を行い、市民からの信頼が深まっています。
- 市は、最小の費用で最大の効果があがるように、将来を見据えた行財政運営を行っています。

まちづくりの柱６

- 防犯や防災などに対する話し合いが隣り近所で行われ、地域ぐるみで安全対策に取り組んでいます。
- いざという時に、どのような行動を取ればよいのかをみんなが理解し、お互いに助け合うことができるまちになっています。

注釈（本文の「（※）」印の箇所）

- 公民

これまで行政の守備範囲と考えられてきた公共性・公益性の高い分野であっても行政の取り組みだけでは限界があり、「めざすまちの姿」を実現するためには、市民、地域などが公的サービスの担い手となることが必要であるという認識が広がっています。
このような認識を持ち、市民としての権利と責務を自覚し、まちづくりについて考え、市とともに、さらに、まちの将来像を共有し、それぞれの権利と責務を自覚して能動的にまちづくりに関わっていただく市民、自治会などのコミュニティ、NPO などの皆さんを本市では「公民」と呼びます。

2．社会情勢の変化や市の取り組み

「めざすまちの姿」の実現を目指すにあたり、2020 プランの策定以降の社会潮流の変化や、本市のこれまでの取り組み経緯から見た問題点や課題を整理します。

（1）地域コミュニティの重要性の再認識

- 地域コミュニティを担う人材不足や高齢化、住民意識の希薄化により、自治会をはじめとする地域コミュニティの崩壊が問題視される一方で、東日本大震災を機に地域コミュニティの重要性が再認識されています。今後はさらなる少子高齢化の進展などの社会状況の変化に対応するために、災害時の対応などをはじめとした地域の様々な問題について、地域で自主的に解決していくことが求められています。
- 地域の問題は多様で複雑であり、地域に関わる様々な主体との調整が必要となることから、自治会などの地域に根ざした団体と、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）やボランティアなどのテーマに特化して活動している団体等との連携を促進していくことが重要となります。また、地域の活動を支える人材の育成も重要となっています。ライフスタイルの多様化や定年退職後も働き続ける人の増加などが進む中で、健康維持や多世代交流の視点からも、様々な年齢の市民が参加しやすい仕組みづくりが求められます。
- 本市でも様々な活動に市民が参加しやすい環境の整備に取り組んできましたが、今後も一層の努力が必要になっています。

（2）更なる行財政改革への対応

- 社会保障と税の一体改革が具体的に動き出したことで、地方財政を取り巻く環境の大きな変化に対応することが求められています。また地方公会計制度の変更により、現行の予算・決算制度では見えにくいコスト（減価償却費など）や資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）を、より明確化することも求められています。
- 平成 25 年５月 24 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」いわゆる「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」に関する法律が施行され、平成 27 年度からマイナンバー制度がスタートします。
- 高度経済成長と人口増加とともに建設された公共施設等の老朽化が進み、その機能の維持・保全が課題となっています。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことも見込まれます。このような中、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、「公共施設等総合管理計画」の策定が求められています。
- 本市でも今後、一層の行財政改革や広域連携による行政サービスの推進、新たな会計制度やマイナンバー制度への対応が求められ、また建物や設備の大規模修繕や建替えの集中的な発生よる大きな財政負担などが懸念されています。

（３）地震などの大規模災害への備え

- 東日本大震災の経験とともに、首都直下地震発生の切迫性が高まっていることの懸念の高まりにより、防災対策の必要性、緊急性が再認識されています。防災、減災に配慮した公共施設等の耐震化や防災拠点化、震災時のインフラの継続利用に向けた対策（分散型エネルギーの導入や情報ネットワークの多重化等）が進められています。また、緊急時の対応マニュアルの作成や事業継続計画（BCP）などの仕組みの構築とともに、近所や地域コミュニティで助け合う「共助」、災害時の要支援者対策などの重要性が認識されています。
- 東京都では、平成 24 年度に首都直下地震等による被害想定を見直し、その結果明らかになった東京の防災上の課題や東日本大震災の教訓を踏まえて同年に東京都地域防災計画を修正しました。予防・応急・復旧といった災害のフェーズに応じた対応策の構築やより機能的な計画となるよう発災後の対応手順を明確化するなど施策内容を充実・強化しています。
- 本市でも、平成 25 年度に「日野市地域防災計画」の修正を行っており、今後はその理解促進や更なる地域との連携が求められます。また、新たな被害想定に対して災害用備蓄が不足しており、その解消に向けて取り組む必要があります。
- 近年、全国的に豪雨による土砂災害に見舞われる事例が多数報告されています。特に、平成 26 年８月の豪雨により広島市北部で発生した土砂災害では、多くの尊い人命が失われ、甚大な被害を受けました。これを受けて、平成 26 年 11 月 12 日に「改正土砂災害対策法」が成立しました。この法律では、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表が義務付けられ、市町村は土砂災害警戒区域に指定された場合、地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示が必要になります。
- 日野市においても、丘陵地、台地、低地からなる地形によって、急傾斜地に住宅が多数整備されていることから、土砂災害への対応が求められる可能性があります。

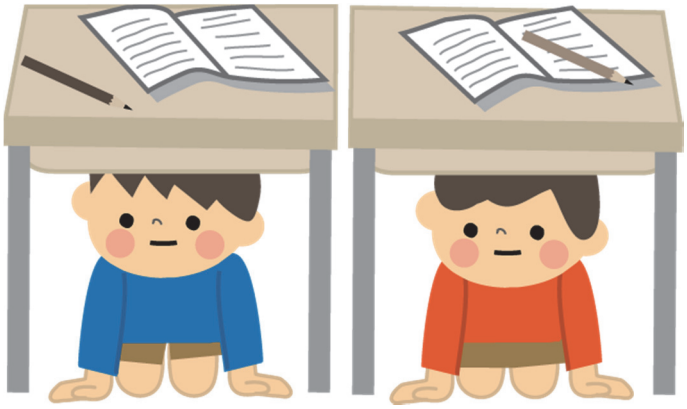

地震防災対策の主軸となる日野市の被害想定（立川断層帯地震 M7.4）

前提条件	内容
震源	東京都立川市付近
震源の深さ	約 2～20km
規模	マグニチュード 7.4
市内の最大震度	7
気象条件	①冬の朝 5 時、風速 8m/秒　②冬の昼 12 時、風速 8m/秒 ③冬の夕方 18 時、風速 8m/秒

項目		立川断層帯地震　M7.4		
		朝 5 時 8m/秒	昼 12 時 8m/秒	夕方 18 時 8m/秒
建物被害	建物全壊棟数	3,314 棟	3,314 棟	3,314 棟
出火による被害	出火件数	7 件	10 件	21 件
	焼失棟数（倒壊建物含む）	200 棟	542 棟	1,839 棟
人的被害	死者（うち建物被害等）	209 人（193 人）	123 人（104 人）	170 人（125 人）
	負傷者（うち建物被害等）	2,674 人（2,591 人）	1,856 人（1,768 人）	2,078 人（1,875 人）
	避難人口（発災 1 日後）（避難所生活者数）（疎開者人口）	58,025 人（37,716 人）（20,309 人）	59,175 人（38,463 人）（20,711 人）	63,534 人（41,297 人）（22,237 人）
ライフライン支障率	電力（停電率）	16.9%	17.4%	19.4%
	通信（不通率）	1.0%	1.6%	4.2%
	ガス（供給停止率）	63.3%～100%	63.3%～100%	63.3%～100%
	上水道（断水率）	67.4%	67.4%	67.4%
	下水道（下水道管きょ被害率）	28.2%	28.2%	28.2%
帰宅困難者	滞留者数	－	135,905 人	135,905 人
	徒歩帰宅困難者数	－	38,531 人	38,531 人
震災廃棄物	重量	87 万 t	88 万 t	91 万 t
災害時要援護者（死者）		89 人	67 人	93 人
自力脱出困難者		1,459 人	964 人	1,039 人
エレベーター閉じ込め台数		50 台	50 台	52 台

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月東京都公表）

（4）消費者の安全の確保

- 事業者と消費者の情報の質・量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止することや消費者が自主的・合理的に行動できるよう自立を支援するために、「消費者教育の推進に関する法律」が平成 24 年度に制定されました。学校地域における消費者教育の推進人材の育成、消費者団体や事業者団体への消費者教育推進の協力要請などが示されています。また、平成 26 年度には「消費者安全法」が改正され、地域の見守り支援ネットワークの構築、消費生活相談情報の活用に向けた基盤整備、消費生活相談体制の強化等が定められています。
- 本市は、消費者教育の推進に当たり、自ら考え行動する消費者市民を育成・支援することが求められています。また、消費者の安全確保のため、地域で活動する「消費生活協力員」「消費生活協力団体」の育成・確保、消費生活相談情報の活用に向けた規定・ルールの整備等が求められています。

3．庁内中間検証で抽出した課題

市民協働チームによる中間検証に先立ち、庁内で 2020 プランの基本施策ごとに課題を抽出します。

【課題と解決策の評価の見方】★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
101　公民協働の仕組みと場づくり	・東日本大震災 ・大坪市長就任と主要３戦略 ・Hino Vision 50『日野曼荼羅』（市制 50 周年） ・実践女子学園との包括協定締結 ・広報ひのの刷新	◆協働推進のための仕組みづくり ◆様々な分野での協働の機会充実 ・個別計画の策定や進行管理、地域での活動など、すでに公民協働が進められているが、更に若い世代に参加していただけるよう、公民協働事例集や刷新された広報ひのを活用し、情報発信の強化を図る。 ◆大学や企業との連携の強化拡充 ・大学については、包括協定を締結した実践女子大学以外にも、明星大学や首都大、また日野市近隣の大学とも連携を深め、それぞれの大学が持つ専門性を市政に活かしていくとともに、包括協定の締結も視野に入れて進め、連携をさらに強化させる。 また、市内企業においても、市が抱える問題に対して、協働で課題解決に取り組んでいくための連携を強化していく。 ◆自立して活動できる市民の育成	★★
102　心ふれあうコミュニティづくり	・東日本大震災 ・平成 23 年の NPO 法改正によって、「認定・仮認定 NPO 法人」、「認定・仮認定 NPO 法人への寄附者」に税制優遇が受けられることになり、寄附促進の制度が設定された。	◆地域・自治会における課題解決力の向上 ・地域サポーター制度、インセンティブ補助金、地域懇談会という制度の継続をしつつ、庁内連携を深化させ、地域による課題解決力の向上を図る。 ・様々な媒体を活用し、地域への情報発信の充実を図る。	★★
103　市民とのコミュニケーションの強化・充実	・平成 25 年５月 24 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」いわゆる「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」に関する法律が施行された。「マイナンバー法」の制定に伴い、「特定個人情報」の管理と運用が必要となった。	◆広報手法の継続的な改善 ・広報誌やホームページは、市民の目線に立った伝わる広報への継続的な充実や改善が必要である。さらにソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の活用による情報発信は、媒体の特性、利用者の年代や特徴を見極めることが重要で、調査や試行等の積み重ねが必要である。 ◆市民とともに課題や問題を考える機会の提供 ・広報誌等で市民に結果をお知らせするだけではなく、市と一緒に課題や問題を考えていけるような視点が必要である。 ◆「マイナンバー法」施行への対応 ・「マイナンバー法」の施行に伴う特定個人情報保護評価につき、平成 27 年度の施行開始を見据え、スピード感を持って対応する必要がある。また、今後の新規取扱いやシステムの新規構築、改編に対応できるよう体制を整え、継続的な「マイナンバー法」の運営を行う準備をする必要がある。 ・全庁的に部会を設置し、特定個人情報保護評価の準備を進めていく。	★★

【課題と解決策の評価の見方】★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
104　男女平等のまちづくり	・女性の活躍を推進するための新法制定の動きがある。（女性登用の自主行動計画策定を国や自治体や民間事業者に義務付ける、国家公務員の女性採用・登用の拡大など）。	◆「第三次日野市男女平等行動計画」に掲げられた施策の実行 ・毎年 PDCA サイクルを実行していく。また、市民への働きかけや PR をさらに充実させる。 ◆女性が活躍できる機会の創出・取り組みの推進	★
105 人権と平和を尊重したまちづくり	・尖閣諸島、竹島、北朝鮮や中国との外交、憲法改正や解釈（集団的自衛権）、沖縄基地問題など	◆人権に係る更なる啓発活動・PR ・人権について、市民へ周知するため各課、都等と連携し、啓発活動・PR を行っていく。 ・人権問題の解消や権利擁護は、地道な啓発活動や相談活動が基盤であり、特に、小学生や中学生対象の啓発活動は重要となる。継続して活動ができるように学校関係者、保護者の理解と協力が得られることが重要である。 ◆継続的な平和意識の醸成 ・戦後 70 年を迎え、戦争体験者が減ってきている中で継続的な平和意識の醸成が必要である。 ・基礎自治体として、憲法を尊重しつつ、非核宣言平和都市として、継続的に市民の平和意識の高揚を図っていく。	★

【課題と解決策の評価の見方】★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
106　経営的視点に立った行政運営	・「第４次行財政改革大綱」の進捗 ・「行政不服審査法」が抜本改正され関連法律の改正も行われた。これに伴い、条例等の整備、組織体制の整備及び予算対応等を法律施行（平成 28 年 4 月 1 日（予定））までに行う必要がある。 ・平成 25 年５月 24 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」いわゆる「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」に関する法律が施行された。「マイナンバー法」の制定に伴い、所要の条例等の整備を適切に行う必要がある。 ・労働者の適正な労働条件を条例で規定した公契約条例制定について、関係団体から要望が出され、市として検討することを明らかにしたところである。	◆行財政改革項目の重点化と行政評価システムの見直し ・「第 4 次行財政改革大綱」の進捗状況と持続可能なまちを実現するために、「第 4 次行財政改革大綱」の進捗状況を踏まえ重点的に取り組むべき項目を明確にした「（仮称）第５次日野市行財政改革大綱」を策定し、これを推進していく。 ・行政評価の対象事業のあり方、市民評価（第三者評価）のあり方など行政評価システムの見直しを行い、有効的・効率的な行政運営の実現を目指す。 ◆「行政不服審査法」抜本改正への対応 ・「行政不服審査法」抜本改正への対応については、所要の整備を確実に行う必要がある。 ・準備スケジュールを作成のうえ所要の例規整備、組織体制の整備及び予算対応等を進める。 ◆「マイナンバー法」施行への対応 ・「マイナンバー法」については、個人情報保護のための所要の対策等を的確に行い、市民の信頼を確保した中で制度を安定的に運用開始する必要がある。 ・全庁的な部会を立ち上げ、その中で所要の条例等の整備について検討する。 ◆電子入札未導入の物品購入、印刷、修繕の残り一部への電子入札の導入 ・各業者へアンケートを行い環境整備状況を把握し、電子入札テストを行い実施につなげる。 ◆公契約条例制定の要否について結論を出すこと ・各種団体や学識経験者との意見交換、検討会等の機会を設けて検討し、一定の結論を出す。 ◆マイナンバー制度を活かした施策の展開 ・マイナンバー制度の導入により、さらに市民の利便性の向上を図る環境が整う。この環境を利用したさらなる施策の展開が必要である。 ・マイナンバー制度の導入およびセキュリティに配慮した利活用について、全庁的な部会を立ち上げ検討していく。	★★

【課題と解決策の評価の見方】★★★：施策の展開の書き換えが必要なレベル
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
107　持続可能な財政運営	・社会保障と税の一体改革が具体的に動き出したことで、地方財政を取り巻く環境の大きな変化に対応することが求められている。 ・地方公会計制度の変更により、現行の予算・決算制度では見えにくいコスト（減価償却費など）や資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）を、より明確化することが求められている。 ・法人市民税の一部国税化により法人税割の税率が引下げとなり、減収の見込み（平成 26 年 10 月 1 日以降に開始される事業年度から適用となる。） ・景気の回復傾向はみられるものの、工場閉鎖や、日野自動車の移転計画により、償却資産の減少傾向が見られる。	◆財政運営のさらなる健全化 ・少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増加、老朽化した公共施設等の長寿命化・更新、大規模災害への備えなどの財政課題に対応するため、財政計画を立て全庁的に課題を共有する。 ・課題解決につながる施策（健康増進の取り組み、産業立地強化の取り組みなど）へ財源を重点配分する。 ・地方公会計制度の変更を踏まえて、財政情報をより総体的に分かりやすく公表する。 ・公平かつ適正な課税が行われるよう、さらに取り組んでいく。	★★
108　職員の育成と機能的な組織運営	・平成 28 年 4 月からの「改正地方公務員法」の施行により、人事評価制度の本格導入が義務付けとなる。（評価結果を任用、給与、分限等処遇に反映、業績評価（目標管理）の導入） ・16 年間続いた馬場市政から大坪市政へ	◆目指すべき職員像の実現 ・研修と併せて各種人事施策（人材確保、任用、人事評価等）を有機的に関連付け、これらの施策の総合的な展開を図る。 ◆行革に基づく、定員管理の適正化と時間外勤務の削減 ・ワーク・ライフ・バランスの実現、効率的な業務の実施のため、それに必要な人員体制を目指す。	★★
109　行政財産の適正な管理と普通財産の有効活用	・消費税増税 ・平成 25 年度末で総務省による土地開発公社経営健全化支援が終了することに伴い「第 4 次経営健全化計画」を策定（平成 29 年度末までに簿価総額を 60 億円以下とする目標） ・総務省からの「公共施設等総合管理計画」の策定要請（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号総務大臣通知）	◆市役所本庁舎における耐震性の確保、災害時の庁舎としての機能確保 ・市役所本庁舎の耐震性の確保については、現在、プロポーザル方式による免震化工事により平成 30 年度を目途に事業を進めている。また、災害時の機能確保については、免震化とともに実施する本庁舎長寿命化事業に合わせ検討する。 ◆公共施設等の老朽化への対応、適正な配置 ・公共施設等の現況と今後の更新費用の見込みを踏まえて、維持管理、更新・耐震化・長寿命化や複合化・集約化などの方針を策定していく。 ・公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、維持管理、更新・耐震化・長寿命化や複合化・集約化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指す。	★★

【課題と解決策の評価の見方】★★★：施策の展開の書き換えが必要なレベル
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
110　便利で快適な窓口・市民サービス	・平成 25 年 5 月 24 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」いわゆる「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」に関する法律が施行された。「マイナンバー法」の制定に伴い、平成 27 年度からマイナンバー制度が実質スタートする。段階的に、行政の情報連携、個人番号の民間活用等が開始されることで、窓口サービスの需要の変化が見込まれるため、国の動向に対応した窓口サービスを検討する必要がある。	◆窓口対応の満足度向上 ・平成 32 年度まで、マイナンバー制度の段階的実施時期と重なるため、窓口サービスの転換期ととらえ、真に来庁が必要なサービスと、時間や場所を問わず受けられるサービスを整理し、それぞれに充実を図ることで満足度を上げていく。 ・平成 27・30 年度（予定）に行う窓口対応アンケートの満足度の推移をみて、取り組みに反映していく。	★★

【課題と解決策の評価の見方】★★★：施策の展開の書き換えが必要なレベル
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
601　事故や犯罪等から市民をまもる	・平成 23 年市内刑法犯認知件数は、1,491 件であったが、平成 25 年においては、1,341 件と 150 件減少した。 ・「消費者教育推進法」の制定（平成 24 年８月）により、地方自治体には、自ら考え行動する消費者市民を育成・支援することが求められる。 ・「消費者安全法」の改正（平成 26 年６月６日成立、２年以内施行）により、地域の見守り支援ネットワークの構築、消費生活相談情報の活用に向けた基盤整備、消費生活相談体制の強化が求められる。	◆自主防犯組織結成の促進 ・自主防犯組織を立ち上げていない自治会に対し立上の支援や呼びかけを行う。 ・現在活動している自主防犯組織が衰退しないよう支援する。 ・アンケート調査を基に状況を把握し、支援の方法を検討する。 ・出張学習会は受け身ではなく、自治会・自主防犯組織に積極的に働きかける。 ◆相談窓口の住民への周知 ・出張学習会、他課のイベント等の機会をとらえて、地域に出かけての周知（啓発グッズの用意）を行う。 ◆消費生活相談室の体制確保 ・社会保険対象となる日数での契約を認め、能力の高い相談員を継続確保する。 ・消費生活センターとして独立することも含め、相談室のあり方・今後の体制について担当部署と検討が必要である。 ◆被害の救済、未然防止に係る庁内や地域のネットワークの構築 ・個人情報の共有のルールを整備する。 ・他のネットワーク（高齢者見守り支援ネットワークや多重債務庁内連絡会議等）との関係も整理したうえでネットワークを構築する。 ・地域住民へ効果的な注意喚起を行うために想定されている、消費生活協力員・協力団体を育成する。 ◆消費者市民社会の構築 ・自ら考え行動する消費者市民を育成・支援する仕組みを構築する。 ・消費者団体を育成する（昭和 40 年代に活躍した世代が高齢化団体として衰退している）。 ・消費者団体の活動について、地域の消費者リーダーの育成と活動を支援する。 ・教育委員会と連携して学校で消費者教育を行う。 ・民間関係者と連携して地域社会で消費者教育を展開する。 ・消費者教育推進地域協議会の開催（法的には市は任意）や地域のコーディネーターの育成に取り組む。 ◆消費者行政の体制の確立 ・担当職員の研修、長期在職の基盤整備・消費者行政基本計画策定とその展開のための予算確保を行う。 ◆被害者・遺族等の支援相談窓口の周知、庁内各課との連携 ・広報やホームページで相談窓口を周知する。さらに、産業まつりでのチラシ配布（日野警察署との協働）や市内高校や大学にチラシを設置し、相談窓口の周知を行う。	★★★

【課題と解決策の評価の見方】★★★：施策の展開の書き換えが必要なレベル
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
602　災害から市民をまもる	・平成 24 年度に「東京都地域防災計画」修正 ・平成 26 年度に「東京都地域防災計画」修正 ・東日本大震災の教訓を生かした災害医療体制の構築が必要となった。 ・平成 25 年６月の「災害対策基本法」の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務化された。また、平成 26 年３月には、「日野市地域防災計画」が修正され、当該名簿情報を外部提供することについて、本人の同意が得られた場合には、平時から警察、消防等の関係機関に対し提供することが明記された。そのため、要支援者情報の抽出及び外部提供の意思確認（同意の取得）を行い、平時から関係機関に対し提供可能な避難行動要支援者名簿を作成しておく必要が生じている。 ・平成 26 年８月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、平成 26 年 11 月 12 日に「改正土砂災害防止法」が成立した。 これにより、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表が義務付けられ、市町村は土砂災害警戒区域に指定された場合、地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示が必要になる。	◆見直し後の地域防災計画についての理解促進と実践 ◆「日野市指定避難所備蓄計画」の策定 ・「日野市指定避難所備蓄計画」を策定し、平成 26 年度から５か年かけて災害用備蓄を目標数に到達させる。 ◆土砂災害の際の避難体制構築 ・現在、市内には土砂災害警戒区域の指定はないが、今後行われる東京都の基礎調査によって指定された場合は、これを踏まえた警戒避難体制を構築する。 ◆防災情報の提供の充実 ・的確な警戒避難体制が講じられるよう情報収集体制を強化し、防災情報の提供の充実を図る。	★★

4．中間検証で抽出した重要な課題とその対応の方向性

市民協働チームにおいて、2020 プランの「めざすまちの姿」を実現するにあたって重要と考えられる課題を抽出するとともに、その対応の方向性を検討しました。

（1）参画・協働に関する取り組み・成果の振り返りと推進方策の再整理

- 日野市は市民参画や協働によるまちづくりについて先進的に取り組んできた歴史があります。しかしながら、市民参画や協働に関する考え方を分りやすく、かつ具体的に示すことが難しく、市民及び市職員に広く浸透しているとは言えない状況です。2020 年の目標年次に向けて市民参画や協働によるまちづくりを重点的に取り組んでいく必要があります。
- 市民参画や協働に関する考え方が浸透していない背景には、時間経過の中で、「参加」「参画」「市民協働」「公民協働」「諸力融合」などさまざまな表現が用いられたことにより、市民、市職員にとって分かりにくくなっています。
- また、庁内検証結果で、公民協働事業が少ないと指摘されていますが、公民協働事業の定義が行政内で共有されていないため、実際には公民協働事業が一定程度行われているにもかかわらず、認識が共有されていない可能性があります。
- 2020 年の目標年次に向けて、日野市が「めざすまちの姿」を実現するため、具体的な取り組み案として次の項目を提案します。

①参画・協働に関する考え方の整理
- これまで用いてきた言葉の意味を整理し、市民参画や協働、公民協働（や諸力融合）の考え方を市民、市職員で共有できるようにする必要があります。また、この結果を分かりやすく市民、市職員に伝えていく方法を検討することも重要です。

②参画・協働に関する活動成果の整理
- 過去に取り組まれてきた参画・協働に関する活動で、何が行われ、どのような成果が得られたのかを整理する必要があります。

③参画・協働の推進に向けた行動
- 上記①、②を行いつつ、参画・協働を推進する上での問題や課題を分析し、推進に向けた具体的方針を明らかにし、具体的行動に移していく必要があります。例えば、参画・協働のための仕組みづくり（市民参画による推進会議）や自立して活動できる市民の育成（推進会議・公民協働の勉強会）が考えられます。

（2）コミュニティづくりの支援の強化

1）地域ごとにコミュニティの支援方法を変えていく

- 高齢化が進む中、自治会を退会するケースが目立ってきており、過去の延長線だけで自治会の活動を維持していくことが困難になってきています。しかし一方では、マンションなどの集合住宅で管理組合が確立し、ひとつのコミュニティとなっている場合が多くみられます。また、市内の特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）数が平成 22 年からの３年間で 17 法人増加するなど、コミュニティ活動が増加傾向にあります。
- また、東日本大震災の発災後、地域のつながりやコミュニティの重要性が再認識されるなど、人と人のつながりを重視する社会への変化が起こりつつあることも、見逃せません。
- これまでは自治会が地域コミュニティの有力な核でありましたが、今後は多様な地域コミュニティのあり方を認めつつ、支援の体制を強める必要があります。
- また、市の支援についても、一律の形式ではなく、コンペ形式など地域の創意工夫を引き出せる仕組みを導入するなど、地域の実情に合った支援のあり方を検討していくことが重要です。

2）地域コミュニティに対する援助

- 自治会組織は多くの場合、毎年役員が替わるようなケースがみられます。新しく選任された役員は、前年度のやり方を踏襲することが精一杯で、新しい課題に取り組むことより、むしろ活動を縮小していく傾向さえ見かけられます。会議の進め方、自治会報のあり方などについて、十分な経験や知識がない場合があります。この結果、自治会運営を負担に感じ、円滑な運営をすることができないといった困難が発生しています。
- こうした自治会などの地域コミュニティの困難に対し、市の支援として、地域コミュニティの意義や取り組み内容、また会議の進め方、自治会報のあり方などについて助言・援助を行うなど、地域コミュニティの活動を活性化する手助けを行うことが必要です。

3）関心があるが参加しない層・関心が無い層へのアプローチ

- 若い世代にありがちな個人主義的傾向から、自治会などの活動を束縛と感じる市民も存在します。行政が目指す方向への広報も十分に届かず、意見が吸い上げられることもなく、無関心のまま放置されている市民も決して少なくありません。
- 自治会などの地域コミュニティを活性化していくためには、若い世代の市民や、関心がありながら具体的な参加に結びついていない多くの市民を巻き込んでいくことが必要です。情報通信技術の発達により急速に普及しているホームページ（HP）やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などのソーシャル・メディアの機能を積極的に活用して情報を伝える工夫をするなど、若い世代にも接触の機会を与える広報のあり方を目指していく必要があります。

（３）市の計画体系の再整理と横連携の強化及び説明責任の徹底

１）総合計画と個別計画の位置づけや機能の再整理

- 日野市では、2020 プランを最上位計画とし、「行財政改革大綱」や「環境基本計画」などの分野別の個別計画が策定されていますが、それぞれの計画や機能が十分整理されているか、内容を点検・確認する必要があります。また、重複する計画などが散見され、効率的な進行管理を行うことが難しい状況さえ生まれています。
- 少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大、公共施設等の老朽化対策や首都直下地震等の大規模災害に備えるための経費の増大が想定されており、限られた財源の中で政策目標を達成していくため、政策の重点化とともに予算配分の重点化が必要になります。
- このため、市の政策を示す各種計画について、それぞれの位置づけや機能を再整理し、政策を体系的に管理することができる環境を整備することが必要です。
- また 50 年後の日野をイメージした Hino Vision 50 『日野曼荼羅』やいわゆる団塊ジュニア世代のリタイアにより生産年齢人口が激減する時代を見据えた主要 3 戦略は、2020 プランの計画期間（平成 23 年度～平成 32 年度）を超える中・長期的な視点によるものです。
- これら中・長期的な視点に基づく取り組みは、本格的に迎える超高齢社会や人口減少社会への対応が求められる今後の市政運営において重要となっています。2020 プランの推進においては、2020 プランで示した目標の実現を目指すだけでなく、中・長期的な目標を達成するため今から取り組むべき施策として、2020 プランにもその視点を補完していく必要があります。2020 プランのまちづくりの柱ごとに示す追加すべき方向性に中・長期的な視点の『日野曼荼羅』や主要 3 戦略の要素を盛り込んでいくことが求められます。

２）個別計画・組織・財政の連携強化

- 施策展開において、個別計画での管理、組織の管理、財政の管理がそれぞれ目標を定め、それぞれが目標達成に向けて取り組んできました。
- 想定される厳しい情勢の中で、2020 プランに示した目標の実現に向けては、個別計画、組織、財政の管理の連携を一層強化し、総合的な視点に立ったマネジメントが必要です。限られた収入を有効に使うため、市の大きな方針のもとで選択と集中した計画と財政出動を連動することや財政を連動できる行政組織への変革が求められています。

3）説明責任の徹底と市民によるチェック体制の充実

- 協働によるまちづくりを推進するためには、まちづくりに関心を持つ市民を増やしていくことが必要です。このためには、まず、日野市の現状や市の取り組みなどについて市民に理解してもらうことが最重要であると考えられます。
- 市政の情報公開はそれなりに機能していますが、市民に分かりやすく伝えるという視点では、まだまだ改善が必要です。実際、2020 プランの進捗状況についても、到達点がほとんど不明な状況でした。
- 日野市を含め多くの自治体は、情報発信が苦手な分野であり、これまでの自治体のスタンスとして積極的に情報発信はせず、情報は一方的に伝えるものとして認識していました。
- 社会状況が変化し、人々の情報入手手段としてこれまでの新聞やテレビ、ラジオから、インターネットが活用され始めたことで手段が多様化し、手軽に知りたい情報が入手できるようになり、発信していく環境も整ってきています。
- これらを背景に地域間（自治体間）競争を勝ち抜くためには、外部にも積極的に情報を発信し、自治体の価値を向上させていかなければならない状況に迫られています。
- 市として目指すべき情報発信のあり方としては、市のあらゆる情報を、対象を明確にして、適切な情報媒体を通じてわかりやすくお伝えすることとともに、市民とのコミュニケーションを意識した仕組みや自治体のプロモーションなど、多様な視点が必要であると認識し、時代に即した情報発信のあり方を整理し、全ての職員が市の価値を高める取り組みとして効果的な情報発信に努めていかなければなりません。
- 今回の取り組みで中間検証は一応なされたものの、計画全体の進捗状況については、丁寧に毎年度公表していくことが望まれます。また、市の計画が順調に進んでいるのかどうかの点検作業は市民の関与が可能なチェック体制を構築することが重要な課題です。
- また併せて、「産業立地強化・雇用確保戦略」に掲げた「行政保有データの公開と活用」を進め、行政が保有する公開可能なデータを市民等に提供し、計画の進捗状況が順調でない課題や新たな社会的課題の解決のために利活用を促し、市民、企業、大学等の多様な主体との協働の形を構築することも考えられます。

（4）大規模災害への対応

- 日野市の地形は、丘陵地、台地、低地からなり、急傾斜地に整備された住宅地があります。現在、市内には土砂災害警戒区域の指定はありませんが、「改正土砂災害対策法」に基づき、今後行われる東京都の基礎調査によって指定された場合は、これを踏まえた警戒避難体制の構築や土砂災害ハザードマップを作成し、市民へ危険箇所等を周知する取り組みが求められます。
- また、災害発生時に的確な警戒避難体制が講じられるよう情報収集体制を強化し、防災情報の提供の充実を図ることも必要になります。